

IOSCO による最終報告書
「マネー・マーケット・ファンド（MMF）規制のピアレビュー」の公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「MMF 規制のピアレビュー」と題する最終報告書（以下、「本報告書」という。）を公表した。本報告書は、31 カ国における MMF の法令、規制、政策措置の実施状況の進捗について記載している。

本報告書は、2013 年 9 月に IOSCO が G20 より要請された MMF の規制改革の進捗に関するピアレビューの実施に対応したものである。

本レビューは IOSCO が 2012 年に公表した「MMF に関する政策提言」に係る 8 つの改革分野における改革実施の進捗状況を確認するものである。本レビューは、各国の実施措置と 2012 年に公表した報告書における政策提言との整合性を評価するものではない。

上記改革分野は以下のとおり。

- 規制における MMF の定義および投資戦略等に鑑みた MMF 類似商品を規制対象に含めること
- MMF の投資対象資産やリスクの制限
- MMF の基準価格の評価手法
- MMF の流動性管理
- 安定的基準価格を使用する MMF における安定性を損なうリスクや課題への対応
- MMF 業界による格付けの使用
- 投資家への開示
- MMF によるレポ取引

レビューの評価時点である 2015 年 3 月 31 日時点で、レビュー参加国は 8 つの改革分野において実施措置導入の進捗があった。改革実施の進捗状況は、各国間や改革分野間で異なる。

レビューの評価時点における最新のデータに基づくと、世界の MMF 市場は 5 カ国（米、仏、ルクセンブルグ、愛、中）に集中しており、5 カ国の運用資産残高

は世界全体の 90%を占めた。上記 5 カ国のうち、米国のみがすべての改革分野で既に実施措置を導入していた。中国と欧州諸国は依然として改革の進展・最終化の途上にあった。

より小規模な MMF 市場を有する国においては、上記 5 カ国ほどの進捗は見られず、すべての改革分野で実施措置導入済みの国は 4 カ国（伯、印、伊、泰）に留まった。

評価チームは豪 Australian Securities and Investments Commission (ASIC) が主導、メンバーは豪 ASIC、仏 Autorite des marches financiers、米 Securities and Exchange Commission、印 Securities and Exchange Board of India、金融庁、伯 Comissao de Valores Mobiliarios、IOSCO 事務局で構成された。